

加西市高齢者福祉計画・認知症施策推進計画・第10期介護保険事業計画
策定支援業務委託プロポーザル実施要領

加西市福祉部

長寿介護課

(令和7年4月)

1 趣旨

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施と加西市の高齢者福祉の増進を図ることを目的として、「加西市高齢者福祉計画・認知症施策推進計画・第10期介護保険事業計画（以下「計画」という。）」の策定を行う。同計画は3年を一期としており、令和8年度に第10期計画（令和9年度～11年度）として見直しをする必要があることから、計画策定支援業務の委託を予定している。本業務は、計画策定を円滑に進めることを目的として令和7年度、令和8年度の2か年度に亘り実施するものである。

2 業務の概要

- （1）業務名：加西市高齢者福祉計画・認知症施策推進計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務
- （2）業務内容：別紙委託仕様書を参照のこと
- （3）履行期間：契約締結の日から、令和9年3月31日まで

3 提案上限額

8,470,000円（令和7年度 3,190,000円、令和8年度 5,280,000円）
（消費税及び地方消費税を含む。）

4 契約候補者等決定までの流れ

- （1）プロポーザルへの参加を希望する者は、指定期日までに市に【様式3】公募型プロポーザル参加申込書と企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定のための審査を受けるものとする。
- （2）市は、審査の結果、得点が最上位となった者を「契約候補者」、第2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- （3）市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- （4）本プロポーザルに係る日程については、「14日程及び提出書類等」のとおりとする。

5 参加者の資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

【参加資格要件の一覧】

番号	資格要件	内容	提出書類
1	入札参加資格	加西市財務規則（昭和 42 年加西市規則第 40 号）第 105 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、対象業務の性質又は目的からして、業務遂行のために新しく企業、団体等を設立し参加を認める場合は、所定の期日までに加西市財務規則（昭和 42 年加西市規則第 40 号）第 105 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登録できることを条件としてプロポーザルに参加させることができるものとする。	（別記様式 3）入札参加資格者名簿登録についての誓約書
	①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること ※契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと	（別記様式 4）参加資格についての誓約書
	②市税の納付状況	市税を滞納していないこと	（別記様式 6）納税証明書 ※市内業者のみ
	③消費税及び地方消費税の納付状況	消費税及び地方消費税を滞納していないこと	納税証明書 ※税務署の発行するもの
2	指名停止措置	プロポーザル募集開始日から契約締結日までの期間において、加西市指名停止基準（平成 6 年加西市訓令第 23 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと	（別記様式 4）参加資格についての誓約書
3	業務実績	第 8 期及び第 9 期の介護保険事業計画の策定実績（他市での実績を含む）があること（関連会社の実績は除く）。	（別記様式 1）業務実績調書 ※実績を証明する契約書等の写し
4	経営の安定性	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと	財務諸表 （損益計算書及び貸借対照表）
5	契約の相手方としての適格性	加西市暴力団排除条例（平成 24 年加西市条例第 1 号）に規定する暴力団等でないこと	（別記様式 5）誓約書（暴力団排除条例）
6	その他	各業務の主担当者として、第 8 期及び第 9 期の介護保険事業計画の策定支援を主担当者として行った者を配置できること。	業務実施体制計画書（任意様式）

6 説明会

説明会は開催しない。

7 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書及び回答書」(様式5)に質問事項を記載のうえ、令和7年5月8日までに、FAXまたは電子メールにより所管課宛に送信すること。メールの件名は「加西市高齢者福祉計画・認知症施策推進計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて(会社名)」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、令和7年5月15日までに、市ホームページに掲載する。
※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができる。

8 参加予定者の資格審査・参加申込

(1) 参加申込

プロポーザルへの参加者は、「【様式3】参加申込書」に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、企画提案書に係る書類を添えて長寿介護課に提出すること。

【参加資格審査書類】

① 会社概要(パンフレット等)	⑥ 決算関係書類(財務諸表等)
② 業務実績調書及び実施体制計画書	⑦ 印鑑証明書
③ 市税納税証明書(市内業者のみ)	⑧ 入札参加資格者名簿登録についての誓約書
④ 納税証明書(消費税等)	⑨ 参加資格についての誓約書
⑤ 登記事項証明書	⑩ 暴力団排除条例に関する誓約書

提出先：加西市福祉部長寿介護課

提出期限：令和7年5月22日(木)17時必着

(2) 参加を辞退する場合

参加表明者又は参加申込者がプロポーザル参加を途中辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」(様式4)に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、参加申込期限までに所管課に提出するものとする。

9 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書及び説明会での説明等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。

なお、企画提案書等に記載された内容については、提出された見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

ア 企画提案書

企画提案書作成項目及び仕様書等を参照のうえ、項目順に作成すること。

※書式は任意とするが、

用紙はA4とする。

イ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することとし、上限額を超える見積書は無効とする。（様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと。）金額は消費税等込みの金額を記入すること。人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

【企画提案書作成項目】

① 提案書	別紙仕様書の項目ごとに提案を行うこと
② 業務実施体制計画書	業務主担当者については、勤務年数・過去の業務実績を特記すること
③ 見積書及び見積内訳書	別紙仕様書の項目ごとに提案を行うこと

(2) 提出部数

- ・ 正本 1 部
- ・ 副本 8 部

(3) 提出の期限、方法及び場所期限：令和 7 年 5 月 22 日（木）17 時必着（ただし、土・日曜、祝日を除く。）方法：直接長寿介護課窓口へ持参か、書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

場所：加西市役所 2 階福祉部長寿介護課

加西市北条町横尾 1000 番地

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

10 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者の選定については、加西市高齢者福祉計画・認知症施策推進計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し行うものとする。

11 選定委員会（プレゼンテーションの実施）

- ① 1 申請者あたりの説明時間は 20 分以内、質疑応答は 10 分以内とする。なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者が出席すること。
- ② プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、電源及びプロジェクター、スクリーンは市が用意する。
- ③ 参加者の出席者は 3 名以内とする。原則として、業務の主担当者は参加すること。
- ④ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

12 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、「別紙 1 評価基準表」により、契約候補者及び次点者を決定する。
なお、総合評価点が同じ場合は、事前に設定した項目の点数が高い者を上位者とする。

13 契約締結に向けての協議

- (1) 仕様等の確定について 所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで本契約の仕様に反映させることとするが、募集要領に示した基本となる事項については変更できない。次点者においても同様とする。

- (2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

- (3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

14 日程及び提出書類等

時 期	内 容
令和 7 年 4 月 15 日～	実施要領の告示、配布
令和 7 年 5 月 8 日	質問書提出期日
令和 7 年 5 月 15 日	質問の最終回答
令和 7 年 5 月 22 日	参加申請書・企画提案書等の提出期日
令和 7 年 5 月 29 日（予定）	選定委員会の開催（プレゼンテーション）
令和 7 年 6 月上旬予定	審査結果の通知
令和 7 年 6 月上旬予定	契約締結

15 情報公開

選定の過程や評価結果については、加西市ホームページで公開する。

16 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 募集要領に定める事項に違反が判明した場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ③ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ④ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め申請者の同意を得たうえ公開・配付できるものとする。(個人情報および企画提案書の内容を除く)
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

17 問い合わせ先

加西市福祉部長寿介護課 担当 原

電話 : 0790-42-8788

FAX : 0790-42-8955

EMAIL : kaigo@city.kasai.lg.jp

【別紙 1】

評価基準表

評価項目	評価の着目句点	配点	評価点				
			極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	不十分
経営規模	資本金、売上高等、経営規模は妥当か。	10	10	8	6	4	0
業務実績	同種業務の実績があり、業務実績に十分な経験があるか。	20	20	16	12	8	0
実施体制	業務実施に十分な組織体制が整っており、対応が可能か。	20	20	16	12	8	0
担当者評価	担当者の経験や実績は、業務実施に信頼足り得るか。	20	20	16	12	8	0
拡張性	計画作成に関連する業務として、どこまで対応が望めるか。	20	20	16	12	8	0
見積価格	10×最低価格※／見積価格 ※提案者の中で最も低額の価格	10					
	合計	100					